

地域密着型特別養護老人ホームフロイデ滝野

＜指定地域密着型介護老人福祉施設＞

運 営 規 程

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健睦会が設置運営する指定地域密着型介護老人福祉施設地域密着型特別養護老人ホームフロイデ滝野（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携により、入居者が継続的に保健・医療・福祉サービスが利用できるよう、必要な援助に努めるものとする。

3 施設を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」をいう。）であってはならないものとする。

4 施設は、その運営について暴力団員等の支配を受けてはならないものとする。

(定 員)

第3条 施設の入居定員は、20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) ユニット数 | 2ユニット |
| (2) ユニットごとの入居定員 | ユニットA： 10名
ユニットB： 10名 |

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： 地域密着型特別養護老人ホーム フロイデ滝野
- (2) 所在地： 兵庫県加東市下滝野字高倉1283番地37

第二章 従業者及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名(本体より兼務)

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に施設運営に必要な指揮命令を行う事とする。

- (2) 医師 1名(非常勤 嘱託医)

医師の職務は、入居者に対し診療・健康管理及び療養上の指導を行う事とする。

- (3) 生活相談員 1名(介護支援専門員兼務)

生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う事とする。又、常に介護支援専門員との連携を図り施設サービス計画に繋げる。

- (4) 介護職員又は看護職員 6名以上

介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援、日常生活の援助を行う事とする。

- (5) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務並びに利用者の機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

- (6) 介護支援専門員 1名(生活相談員兼務)

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、地域密着型施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。また、入居者やその家族の苦情や相談に関する対応を行う事とする。

- (7) 管理栄養士 1名(本体より兼務)

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う事とする。

- (8) 機能訓練指導員 1名(看護師兼務)

機能訓練指導員は、入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う事とする。

(9) 事務職員 3名 (本体より兼務)

庶務及び会計業務など、必要な事務を行う事とする。

- 2 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置く事ができる。
- 3 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第三章 契約及び運営

(サービス内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 施設は、地域密着型施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(入退所)

第8条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して地域密着型施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく地域密着型施設サービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 6 前項の検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員、家族間で協議するものとする。
- 7 施設は、自宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人その家族の要望、対処後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行うものとする。

- 8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供や、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

第四章 サービス内容及び費用の額

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当っては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入居者に面接する。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取扱方針)

- 第11条 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
 - 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
 - 6 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
 - 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその

改善を図る。

(介護の内容)

第12条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受けさせない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 虐待防止のための指針の整備と見直し
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(食事の提供)

第13条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者がダイニングで食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第14条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
 - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第16条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第17条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第18条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第19条 地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるものとする。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」(特定入所者介護サービス費の限度額の認定)の交付を受けている場合は、その認定証に記載された負担限度額とする。又、下記利用料及びその他の費用において、料金を明示したもの以外は、実費を徴収する。

- (1) 食費 1,545 円(日額) (食材料費及び調理費)
- (2) 居住費〔ユニット型個室〕 2,066 円(日額) (部屋代及び光熱水費相当分)
- (3) 理美容代
- (4) その他の日常生活費
 - ・日常生活の身の回り品
 - ・教養娯楽として日常生活に必要なもの
 - ・健康管理費
 - ・私物のクリーニング代(外部のクリーニング店が行うもの)
 - ・外出、外泊、入院中のオムツ代
 - ・行政手続きの費用
- (5) サービス提供とは関係のない費用
 - ・個人用の日用品で、個人の嗜好による「贅沢品」
 - ・個人用の日用品で、個別の希望に応じて立替払いで購入した費用
 - ・個人専用の家電製品の持込使用料 1台につき1日当たり50円
 - ・個人の希望に応じ、施設が代わって購入する雑誌、新聞等の代金
 - ・施設が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの

3 前2項のほか、施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを入所者から徴収する。

4 前各号に掲げる費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。尚、止むを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(利用料の変更等)

第20条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対

し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第五章 留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項)

第21条 施設の入所者は次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損・持出し等しないこと。
- (3) けんか・口論、または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入所者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 故意にこの規則等に違反したとき。

第六章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第22条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(就業環境の確保)

第23条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第23条 従業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に回程度、定期的開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(従業者の質の確保)

第24条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第25条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第七章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第26条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

- 第27条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
 - 3 事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第28条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。
- 3 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第八章 その他

(地域との連携)

第29条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第30条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第31条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第32条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(提 示)

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第34条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(その他)

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則： この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則： この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則： この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(消費税増税に伴う形式的変更のみ)

附 則： この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則： この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則： この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則： この規程は、令和6年8月1日から施行する。